

大屋助兵衛殿

【溫故足徵】

一八五八

爰元爲見廻、書狀祝着候。今度於末森悉討果候。其元在番、機遣も少之間候。彌不可有由斷候。神保も歸候よし申候間、卒尔之働など無用候。最前申遣候其心得專一候。謹言。

(天正十二年) 九月十四日

(前田) 左 利 家 在判

青木善四郎殿

御返事

九月十四日。前田利勝、能登の青木善四郎に、羽咋郡末森の戦勝を報す。

【溫故足徵】

一八五九

御狀披見候。仍今度は末森城取巻、端城令放火、本城計相殘候由申來ニ付、則又左衛門尉、我等懸付、即時追崩、大將分十一人、其外首千餘討捕候。手負死人數多有之事。於

様鉢ハ可御心易候。其元彌丈夫ニ被仰付候由、尤候。萬端御氣遣肝要候。將又牧長六右衛門尉書狀到來候間、則遣之候。猶從是可申候。恐々謹言。

(天正十二年) 九月十四日

前孫四 利 勝 在判

青木善四郎殿

御返報

九月十六日。羽柴秀吉、前田利家に、その羽咋郡末森に於ける戦功を賞す。

【遺編類纂】

一八六〇

日刁刻到來令披見候。今度於末守被及合戦切崩、野々村主水始而數多被討捕、令得大利之由申越候。心知能御手柄無申計候。殊七尾ノ罷出、是又荒山・勝山乗取、首數多討取之由、何之口も首尾能、目出度珍重候。佐々内藏助栗柄山に北候由承候。定而右之くりからにも、足を留事成間敷と令推察候。然者此表尾州之内取出、下ながら一宮・後幸田三ヶ所、普請丈夫ニ申付、はや過半出來候。二

天正十二年 九月十六日

(前田) 家 在判

奥村助右衛門殿

【加能越古文叢】

一八六一

今度遂末森籠城、令苦戦無異儀持定候段、無比類忠節令大慶候。雖爲少分爲加増、以押水之内千俵令扶助、畢、並與力之者三十人附與之。仍如件。

天正十二年 九月十六日

利 家 在判

奥村助右衛門殿

(この二通は、もと同一のもの、所傳を異にせるなり。前者原形に近きが如し。)

九月十六日。前田利家、千秋範昌に、その羽咋郡末森に於ける戦功を賞し祿千俵を加増す。

【遺編類纂】

一八六三

今度末森籠城、無異儀持定候之段、無比類勲ニ候。雖爲少分、爲加増、以押水之内千俵令扶助訖。全可知行

三日中ニ兵糧米玉藥以下、並人數等四五千計宛入置、廿五六日比ニ岐阜迄令開陣、敵之様子見合可隨意候之條、於時宜者可御心易候。越前守廿日頃には可爲歸陣候。猶々被仰合、御本意待覺候。恐々謹言。

(天正十二年) 九月十六日

(羽柴) 筑前守

前田又左衛門尉殿

秀 吉 在判

(利家) 御宿所

(本文書の刁刻を酉刻とし、廿五六日頃を廿四五日頃とするもの等、寫本各異同あり。その原本は今傳はらずといふ。)

九月十六日。前田利家、奥村家福に、その羽咋郡末森に於ける戦功を賞して祿千俵を加増す。

【遺編類纂】

一八六一

今度末森籠城、無異儀持定之段、無比類粉骨候。雖爲少分爲加増、以押水之内千俵令扶助訖。全可知行者也。仍如件。